

事業者排出量削減計画書 **（新規・変更）**

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府長岡京市神足落1				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	京都有機質資源株式会社 代表取締役 安田奉春				
事業者の主たる業種	産業廃棄物処分量（食品残さのリサイクル）				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成20年4月～平成23年3月				
基本方針	弊社のシステムにおいては、熱源としてのA重油の使用による2酸化炭素の発生が最も大きな環境の負荷となっております。そこで、A重油の使用量の削減に取り組む。				
推進体制	現在設置している廃油混焼装置における廃油混合の割合を増加することにより、A重油の使用量を削減する。そのために、廃油（廃植物油）を自社で収集し廃油混合割合の増加をめざす。また、重油以外の熱源も調査検討する。				
	環境マネジメントシステム名称				
	適用範囲				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日				
	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	20	ボイラー設備	動植物油の混焼割合を増やし原料処理量に対するA重油使用量を0.060kl/tにする（19年度は0.062kl/t）		
	21	〃	原料処理量に対するA重油使用量を0.058kl/tにする		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	
		A 事業所等排出区分	4,831 t	4,798 t	-0.7 %
		B 輸送車両排出区分	t	t	%
		C その他排出区分	t	t	%
		排出合計	*1 4,831 t	*2 4,798 t	-0.7 %
	目標設定の考え方	原単位の削減率は9.5%減ですが、原料処理量を目標年度で10%増と考えて目標を設定しました。			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	長岡京工場	二酸化炭素換算 原料処理量	0.220 t/t	0.199	-9.5 %
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	弊社では、熱媒体として使用した動植物油をボイラーの燃料としてA重油と混合燃焼しているため、この割合を増加させることにより排出量を削減する。現在、植物性の廃油は購入するものも高値であり、また品種でもある。このため自社で直接排出事業者より回収し、量を確保する計画です。この植物油の回収見込をA重油使用量の削減量と考えて計画数値を設定しました。				
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等		（二酸化炭素換算）	
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量） t		
	府内産の木材の利用	（利用量） m <sup>3</sup>	（削減量） t		
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量） kwh	（削減量） t		
		（熱供給量） GJ	（削減量） t		
	グリーン電力の購入	（購入量） kwh	（削減量） t		
	削減量等合計		*3 t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
	*1 4,831 t	(*2)-(*3) 4798 t	-0.7 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動					
特記事項					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。  
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用、特定フロンなどの条指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。